

官営期における富岡製糸場の実績報告書の分析

—歳出面を会計制度の変遷との関連から見て—

富岡製糸場総合研究センター

所長 今井 幹夫



官営期における富岡製糸場の実績報告書の分析
—歳出面を会計制度の変遷との関連から見て—

はじめに	1
I 各年度の歳出（事業費）	
1 明治8年度の事業費.....	2
2 明治9年度の事業費.....	6
3 明治10年度の事業費.....	8
4 明治11年度の事業費.....	12
5 明治12年度の事業費.....	12
6 明治13年度の事業費.....	14
7 明治14年度の事業費.....	16
8 明治15年度の事業費.....	19
9 明治16年度の事業費.....	21
10 明治17年度の事業費.....	22
11 明治18年度の事業費.....	24
12 明治19年度の事業費.....	25
13 明治20年度の事業費.....	26
14 明治21年度の事業費.....	28
15 明治22年度の事業費.....	29
16 明治23年度の事業費.....	29
17 明治24年度の事業費.....	31
18 明治25年度の事業費.....	32
19 明治26年度の事業費.....	33
II 考 察	34
1 各年度の事業費	35
2 年度ごとの細科目の割合	36
おわりに	37

はじめに

『平成25年度 富岡製糸場研究センター報告書(平成26年3月刊)』において、筆者は「官営期における経営実態に関する一考察—特に高品質を目指した生糸生産の実態について—」という小論を著した。この中で創業当初は特に工女の未熟さや彼女たちの入退場が激しく高品質の生糸の生産率も低かったと指摘¹されていたことを認めると共に、やがて工女の在場期間や定数に近い工女数が確保できるようになると生糸の高品質の製出割合も飛躍的に伸長し、官営期をトータルとして捉えると黒字経営であったことを確認するに至った。つまり従来から言われてきた富岡製糸場は経営不振のために民間に払い下げられたという俗説は消去され、経営的にも安定度を増すと共に、工女の洋式製糸技術の習得の場として、また当场を模範とした器械製糸場を国内各地に普及させる機能を発揮したと結語したのである。

因みに各年度の収支と損益は次の如くであった。

表1 各年度の収支及び損益

年 度	収 入	支 出	損 益	出 典
明治5～8年	487,111円797	707,345円541	△ 220,233円740	富岡製糸場開業以来 営業損益一覧表
9年	290,866.360	182,841.480	108,024.880	内務省第2回年報 「明治9年度」
10年	212,120.230	223,811.813	△ 11,691.583	富岡製糸場開業以来 営業損益一覧表
11年	200,790.440	203,124.710	△ 2,334.270	富岡製糸場開業以来 営業損益一覧表
12年	278,547.384	262,053.538	16,493.846	富岡製糸場開業以来 営業損益一覧表
13年	245,502.592	238,683.178	6,819.414	第1回農商務卿報告 「明治13年度」修正値
14年	451,601.099	366,773.075	84,828.024	第2回農商務卿報告 「明治14年度」
15年	184,627.626	232,374.528	△ 47,746.902	第3回農商務卿報告 「明治15年度」
16年	158,738.903	200,494.977	△ 41,756.074	第4回農商務卿報告 「明治16年度」
17年	345,788.516	361,203.026	△ 15,414.510	第5回農商務省報告 「明治17年度」
18年	171,992.239	152,763.156	19,229.083	第6回農商務省報告 「明治18年度」
19年	183,234.296	168,765.604	14,468.692	第7回農商務省報告 「明治19年度」
20年	214,167.054	202,674.235	11,492.819	第8回農商務省報告 「明治20年度」
21年	229,871.903	228,353.445	1,518.458	第9回農商務省報告 「明治21年度」

年 度	収 入	支 出	損 益	出 典
22年	199,016.479	121,173.291	77,843.188	農商務省第9回報告 「明治22年度」
23年	399,455.186	387,367.444	12,087.742	農商務省報告第10回 「明治23年」
24年	154,665.359	151,043.789	3,621.570	農商務省第11回報告 「明治24年」
25年	213,499.467	156,773.584	56,725.883	農商務省第12回報告 「明治25年」
26年	223,658.090	142,540.288	81,117.802	農商務卿第13回報告 「明治26年度」
合 計	4,845,255.020	4,690,160.702	155,094.318	

注：明治5年度から12年度までは正式な報告書が出されていない。これを補完するため「富岡製糸場開業以来営業益一覧表」を活用した。これは明治15年度に5年間速水堅曹に貸出案が出された際の付属資料であり、数値は墨書と朱書と2種類あるがここでは朱書を採った。理由は、朱書は「毎年ノ製糸所売揚該年度へ編入損益ヲ掲載セシ額」としているからである。なお『平成25年度 富岡製糸場研究センター報告書』では引用資料に過ちがあったので、これを訂正する意味を含めてここで示すことにした。

ところで平成25年度の研究視点は経営の歳入面に偏り過ぎ、歳出面（事業費）の考察が不十分であった。本来、経営実態を見るとき歳出・歳入の両面から捉えるべきところであるが、当センター報告書の紙数の制約もあって歳出・歳入の両面から迫ることができなかつたので、今回は歳出面（事業費）を中心にたびたび改正された会計制度の影響を踏まえながら官営期の経営実態を明らかにしてみたい。

I 各年度の歳出（事業費）

1 明治8年度の事業費

富岡製糸場の経営実態を明らかにできる資料は所管省から各年に出される年報（若しくは報告）であるが、年報という形での最初なのが「内務省第一回年報（明治9年）」、つまり明治8年度の営業実績報告書である²。

内容を概観すると、はじめに「本場ノ紀元ハ明治3年閏10月7日民部省庶務司之ヲ管シ、4年7月同省廢セラレテ大蔵省勸業司ニ属ス。8月13日同司廢セラレテ勸業寮ニ属シ、5年10月9日同寮廢セラレテ租税寮ニ属シ、明治7年1月9日内務省勸業寮（注：内務省の設立は明治6年11月10日）ヲ置カレ其所管トナリ今ニ至ル面ノ施行事務ノ旨趣ハ我邦蚕糸ノ名夙ニ海外著ハルト雖トモ製方精良ナラサルヨリ実益ヲ得ル事能ハサルガ故ニ、其方法ヲ研究シ器械ノ得失ヲ審明シ糸質ノ精粗ヲ識別シ製糸ノ品位ヲ進メ、而ノ後始メテ真利ヲ生スルノ理由ヲ開示シ以テ人民ヲ勧誘セントスルニ在リ（下略）」などと富岡製糸場の所管の変遷や設立の目的に触れ、以下明治8年度までの経緯を述べ、続いて本周年富岡製糸増減比較表を挙げ、本年度品等別生糸の生産量並びに販売額について前年度と比較する形で示しているに過ぎない。また歳出（事業費）に関しては全く触れていない。これらから見ても歳入歳入を含めた完全な形の年報であるとはいいがたい。

尚本来ならば内務省所管以前の大蔵省所管期の年報もあってもしかるべき筈だが確認できていない。

これに関わる事案を挙げると、明治5年9月に大蔵省は文部省の同年10月以降の歳費定額を仮定し、さらに左院、外務、陸軍、海軍、工部及び宮内の5省については同年9月より翌9月までの歳費定額を定めているが、この中には富岡製糸場を所管する大蔵省分は含まれていない³。従来、各省庁の経費は定額金の制度はなく、大蔵省出納司が一切仕切る形であったので自省の経費のみは出納司の判断によって旧来の慣例が生かされていたといえよう。また翌6年12月には太政官第428号を以て金穀出納順序が令達された⁴。この概要は「収入金額と経費との区別を明確にし、毎月の出納を記録する計簿を定めて月計・年計を確かめ、経費については詳細を記して大蔵省へ提出、大蔵省は当否を点検して翌年一切の経費を予算して太政官に具申する」することであった。これを見る限り年報作成の義務付けはまだなかったともいえよう。

この見込会計表の令達直後の明治6年9月に太政官より各省に対し各官営工場及び病院等に係る一切の収入及び経費の精算簿を大蔵省に提出させる令達が出された⁵。

これは従来財政に関しては各省が分立していたため大蔵省は収入の多寡、経費の増減を把握すると共に将来の予算を査定できるよう統一したものである。ここにおいて富岡製糸場を含む各官営工場及び病院等に係る一切の収入並びに経費の精算簿の提出が義務付けられたと言えよう。

ところで明治6年7月10日付で大蔵省事務総裁 参議 大隈重信が富岡製糸場へ出張に関する伺書が太政大臣三条実美宛に出されている⁶。

概要は「富岡製糸場の元繭代価、その他外国人諸入費はこれまで一般歳入の内より支払ってきた。富岡製糸場は日本人の生糸精製の端緒を開き大いに蚕業を誘導するため設立されたもので、爾後は勸業資本金の内から出納してほしい旨の申請をしたが、勸業資本金は専ら奥羽地方の開拓費を目的とするもので殊に十分な基金もない。しかるに富岡製糸場は損益を暫くは論ぜず、元繭代価及び月々費用も容易ならざる金高であるので、現在は資本金を以て支払いは覚束ない旨の返答であった。しかし官設の工場であっても元金費用及び売糸代の損益等を以て一般歳出歳入に編入するのは当を得ないので諸入費等節省させれば勸業資本金扱いでも差し支えないと思う。そこで私が出張して現場諸入費等を調査し、御雇仏人等へも説明し今後の諸入費等をさらに節約させるので爾後は勸業資本金を以て支払いできるように」という伺書である。

これに対して次のような回答が付記されている。

「大蔵省総裁より申請の趣を熟議したところ勸業資本金より支払っても差し支えない。ついでには現場に臨んで調査の上外国人にも納得させ諸費節約の方法を設けるべきである。現在政緒は多端ではあるが伺の通り聞き届ける」⁷として、明治6年7月17日付で「富岡製糸場諸費用勸業資本金ヲ以テ之ニ充ツ」ことが達せられたのである。

富岡製糸場は一般歳出ではなく勸業資本金によって経営することが認められたわけであるが、ただ「富岡製糸場は損益を暫くは論ぜず」という文言の中に官営製糸場としての特殊性が認められたという推測もできよう。

この決定に伴って同日付で大蔵省事務総裁 参議 大隈重信から正院宛に「小野土木頭芳川紙幣頭富岡製糸場出張の達の届」⁸が出され一連の案件は決着した。要するに「富岡製糸場の損益については暫くは論じない」、「元繭代価、その外の諸入費は勸業資本金の内より支出する」ことに決したのである。

さて、上述の内務省第一回年報に遡った経費に関する資料を探すと、次の「製糸場諸入費定額」がある。これは大蔵省伺として「上州富岡製糸場諸入費一ケ年定額取調候処別紙書面ノ通有之候間、当一月ヨリ右ニテ御確定相成度此段相伺候也

3月23日

正5位 洪沢栄一

正院 御中

(朱書)

伺ノ通 明治6年3月28日」

と伺書のとおり認可された。その内容は次の通りである。

製糸場諸入費定額

金51,619円84銭

合

洋銀17,040弗

内

金1242円84銭 役所諸入費

内

金360円 小買物1ケ年分御入費 但1ケ月金30円

金600円 小使10人給料 但1ケ月金50円

金26円4銭 役所宿直賄料 但1ケ月金2円17銭

金50円40銭 門候宿直賄料 但1ケ月金4円20銭

金50円40銭 見回ノ者宿直賄料 但1ケ月金4円20銭

金156円 厩入費別当給料飼葉共 但1ケ月金13円

金3万100円 工女諸入費

内

金7,500円 工女給料 但1ケ月金625円

金1万7,100円 同賄入費 但1ケ月金1,425円

金2,500円 工女衣服料 但1ケ年金5円

金3,000円 工女部屋、雑費并病氣服薬料其他 但1ケ月250円

金9,605円 機械諸入費

内

金7,929円 石炭450屯ノ代 但運送賃共1屯ニ付金17円62銭

金360円 蒸気罐用諸品并指油雑巾其他 但1ケ月金30円

金600円 機械手入職方給料并鉄物其外仕足入費 但1ケ月金50円

金720円 蒸気罐働人足6人給料 但1ケ月金60円

金960 繰糸入費

内

金600円 糸篋其外仕足修復入費 但1ケ月金50円

金360円	桶箆糸口取箒日除幕其外御入費 但1ヶ月金30円
金864円	伝習生徒御渡相成服料其外御入費
内	
金192円	伝習生徒12人分冬服料 但1人ニ付金16円ツツ
金144円	同夏服料 但1人ニ付金12円ツツ
金86円	同断沓1ヶ年2足ツツノ代 但1人ニ付金8円ツツ
金432円	同断1ヶ年賄料 但1人1ヶ月金3円ツツ
金1,080円	工男18人給料 但1ヶ月1人ニ付金5円
金600円	繭取扱人足其外御入費 但1ヶ月金15円
金300円	蒸繭籃数60修復入費 但1ヶ年分
金6,864円	外国人賄料 但1ヶ月金572円
洋銀1万4,304弗	同給料 但1ヶ月洋銀1,195弗
洋銀2,700弗	同医師給料 但1ヶ月洋銀225弗

右ノ通取調候也

明治6年1月

因みに、この年のわが国の歳出総計は4,659万5,618円46銭4厘、歳入総計は4,873万6,883円28銭3厘で、所管の大蔵省の総歳出は89万3,499円であった⁹。

さて、上述の定額費は明治6年度のものであるが、明治初期における会計年度はしばしば改正されているので、ここで触れておきたい。その初めは明治2年2月9日を以て会計年度を旧暦10月より翌旧暦9月にしたことである。これは金穀出納の実計に適合させた結果であり、歳入の主流が依然として貢租にあったことによる。

例えば明治3年閏10月に政府は製糸場を富岡町に設立することを決め、用地3町1反1畝28歩(代金1,032両3分永150文)の買上費について翌4年1月22日に民部省は弁官宛の伺書を提出している。この御指図振には「書面製糸場御用地御買上代ノ儀伺之通り取計金1,032両3分永150文午租税金ノ内ヲ以払ニ相立可申事」¹⁰とある如く、午租(明治3年度の租税のこと)によって処理したのである。

しかし明治5年11月には会計年度が改められて1月より12月までとした。理由は今迄用いていた旧暦を太陽暦に改める措置である。事実、旧暦明治5年12月3日を以て太陽暦の明治6年1月1日(1872年1月1日)とした。その後、明治7年1月9日には地租改正に伴う地租の納期に合わせ会計年度を7月より翌年6月に改め、さらに明治19年4月には酒造税に合わせて会計年度を4月より翌年3月に改正している。

これは直接税の中で酒造税の多いことを示すものであるが、例えば明治35年度の税収構造は酒造税39%、次いで地租が29%である。その後、税収構造も大きく変化してきている。具体的には昭和63年度は所得税31%、消費税30%が主流を占め、最近では法人税37%、所得税35%と変化してきているが、会計年度は4月より翌年3月が踏襲されている。

このようにみると前掲の定額費は明治6年度(明治6年1月より12月迄)のものとなるが、今まで示すこともなかった定額費がなぜ定められたのかについて触れておきたい。

よく指摘されている如く明治5、6年の頃は官制も整わず、予算獲得は各省の長官の手腕如何によるところがあり、したがって各省間の歳出も不平等の傾向を呈していた。この変則性を矯し全体の予算のバランスを図るため明治6年5月に大蔵大輔井上馨、大蔵三等出仕渋沢栄一は政府に対し財政に関する建議を提出したが廟議で認められず、これがもとで井上・渋沢の両名は共に下野したのである。しかしこの建議案件が新聞社に漏れたために世人は政府の会計に疑惑を持つようになった。ここにおいて政府はその信用を回復させようとして会計概算を公にする方針を固め、はじめて歳入出見込会計表を公布したのである。この見込会計表の公布により政府は会計事務を処理監督することの便宜にして効果あることを認め以後毎年公布する習慣となり、これがやがて偏りのない予算編成に連動したようである。しかし、富岡製糸場については以後の見込会計表が確認できていない。

そこで前掲の製糸場諸入費定額の内容を少し分析してみたい。総額は51,619円84銭と17,040弗であるが、明治4年5月10日公布の新貨条例によると1両=1円、1ドル=1円であるので総計68,659円84銭となる。これに基づくとポール・ブリユナを含めたお雇外国人の給料及び賄料の総額が23,868円、これに対して日本人工女の諸入費は30,100円である。工女衣服料が1人1ヶ年5円で総計2,500円を見積もっているので工女総数は500人と算定しているようである。

これを製糸場諸入費定額の割合から見ると、お雇外国人の給料及び賄料の総額は34.8%、日本人工女の諸入費は48.8%となる。当時製糸場に在勤していたお雇外国人は11人、片や日本人工女は500人を見込んでいたので、待遇については大きな格差があるが、この格差はわが国の生糸産業の革新を図るという面から見るとお雇外国人の力に頼らざるを得なかったことを示している。

ただ製糸場諸入費定額で注目すべきは生糸を生産するための繭の購入資金が含まれていないことであるが、これは上述した如く「富岡製糸場諸費用勸業資本金を以て之に充つ」という方法が取られたためである。

2 明治9年度の事業費

9年度の「内務省第二回年報」¹²も文章表現が主体であり、その概要は「明治9年9月製糸場を製糸所に改め従来勸業寮の所轄であったが本年1月本省改革に際し勸農寮に属す。本年度製出の糸量は4,954貫701匁(18,580.129kg)で、屑物代価を含めて235,487円37銭3厘、洋銀51,437ドル43セントとなる。前年に比較すると糸量増加が265貫473匁(995.524kg)、余剰繭の販売量が1,124石8斗8升7合で、総純益金は52,645円89銭2厘、洋銀51,437ドル43セントの多額に上った。その原因は昨9年の国内産繭の豊熟と欧州養蚕の不熟と共に事務の改良を加え製糸工程が日々進歩したことによる」ことを述べ、さらに「作業工程改良の事例として西置繭所から蒸気罐所まで長さ82間に木路を敷設、その上に箱車を乗せ石炭を運ぶことを挙げると共に、4年間で減価償却できる」等を述べながら最後に本年度の製糸増減比較表を示すのみの形である。これは歳入歳出を含めた事業費ではないので、上述の「各官営工場及び病院等に係る一切の収入並びに経費の精算簿を大蔵省に提出」の令達の収入並びに経費のみの精算簿提出に倣っていたといえよう。

なお、年9月6日付で内務・海軍・工部省宛に太政官から本年7月以降各庁一般の経費中作業に属する費途を区分して別冊の通り規定改正するという達が出された¹³。

これは製糸、鉄道、鉱山等の官業が発達して、これについて特立の経済を立てる必要が生じたため「各庁作業費区分及受払例則」を制定したものであるが、これが後の特別会計法に発展していった。この枠内に規定された施設が造幣局、印刷局、富岡製糸場、電信灯台用品製造所、広島鉱山、東京・大阪砲兵工廠、千住製絨所及び官設鉄道等である。

そこで別冊の「各庁作業費区分及受払例則」の特徴をみると、第1条は各庁経費中に属する費途を概別し、その受払の順序等を確定すること。第2条は造幣紙幣、造船鉱山、その他諸製作所等一般作業の属するものはすべて作業費に編入支弁し通常の経費と混同しないこと、作業費は興業費と営業費に区分し、興業費は創始時の器械購入及び据付、家屋建築等すべて創起に属する費用、営業費は開業以後の費用で平常の事業に属するものであること。第3条は各庁掌管の諸作業は作業費で支弁すること、収支運用すべき施設として、内務省関係では富岡製糸場、各所牧畜所、堺製糸場及び屑糸製糸所等が挙げられている。第4条は凡そ作業場専務の官員月給をはじめ外国人雇給、その他の経費はすべて作業費に編入すること。これを管理する本庁の経費は従前の如く通常経費とすること。第5条は作業費として交付した原額の内、興行費は払切の例に拠り精算し、営業費は毎月収支の実況を大蔵省に報告し年度末に至り一旦営業費は全て納付し翌年に更に交付することを規則とすること。第7条は営業収入金は毎月納付には及ばない、年度末に至り営業の消費と収入とを計算し残余の益金は税外収入へ編入して大蔵省へ納付すること。第12条は損益の比較出納の順序、その他簿記計表等別冊書式の外はしばらく各庁の便宜に任すこと。

これによって富岡製糸場等は一種の特別会計となり、そこで働く官員や外国人給料等も作業費に編入されたのであるが、損益の比較出納の順序や簿記計表等別冊書式の外はしばらく各庁の裁量に任せることとした。

また同年9月30日付で内務省勸業寮中の各課掛の事務章程の改定があり、「今般寮中各課其外改革相達候ニツイテハ別紙ノ通庶務条例仮定候条、自今右へ照準事務取扱申スベク此段相達候事」¹⁴として達せられた。これに基づく庶務仮条例は次のようである。（この際に富岡製糸場は富岡製糸所と改称されたが、本稿では以後も富岡製糸場を使用する。但し引用文献は原文のままとする）

- 一 該場ハ製糸器械ヲ設置シ機械ノ便否、精祖ノ得失ヲ審明ニシ、便捷ニシテ且ツ糸品ノ純良ナル理由ヲ開示シ、人民ノ知見ヲ開キ次従来手繰ノ迂ニシテ且ツ粗ナルヲ改良セシムルヲ主眼トス。
- 一 該場在場の官長は本旨を体任（認）し事務施行の権限を確守し諸般の事務を整理すべし。
- 一 工女を定規に拠りて雇入れ該業に従事せしめ、其勤惰を監督し動作を正ふして懶惰の弊をすべし。
- 一 該機を謀り適宜地方に派出して生繭を購入し又は適宜製糸を売却すべし。
- 一 繭糸日々の出納を簿冊に詳記し時々官長之を検査すべし。
- 一 該場回議の書冊類本寮往復掛に達するを例とする。
- 一 場中諸経費支出の計算は主計課派出の官員之を主掌すと雖も官長時々之を点検して該事業の得失を計較すべし。
- 一 場中一切の事務其部類を分ち調整し毎月本寮に達し、歳尾に至り年報を編製して同く進達すべし。

第1項の如く富岡製糸場は器械製糸に関する研究機関的な役割が強くなり、従来の手繰（座繰り製糸）からの脱却を図ることに主眼を置き、また初めて年報の編製と提出が求められたのである。

このように「各庁作業費区分及受払例則」や「内務省勸業寮中の各課掛の事務章程の改定」があったにも拘わらず前述の如く歳入歳出を含めた決算報告書は作られなかった。

3 明治10年度の事業費

当年度の「内務省第三回年報」¹⁵は前年度の年報と比較したとき極めて簡単な内容で、冒頭に記した営業概要は「今や各局長ノ年報ニ抛り明治10年7月ヨリ明治11年6月ニ畢ル10年度間ニ於テ施行セシ省務ノ梗概ヲ統記シ、以テ其景況ト成迹ヲ報告スル事左ノ如シ」と述べ、さらに「本年度ニ支消セシ作業費ノ精算ハ未タ之ヲ得ル事能ハス」として富岡製糸場に関しては「営業費18万8,208円94銭ニシテ其収入29万866円36銭ナレバ即チ10万2,657円42銭ノ利益を見ハセリ」として次の営業費損益表が示されている。

表2 営業費損益表

小科目	金額	
俸給	3,322円500	
給与	1,696.320	
内国旅費	602.500	
庁中費	657.152	
営繕費	2,055.991	
製糸費	178,350.381	
患者費	1,524.096	
合計	188,208.940	
収入	収入高 未収入高 合計	290,866.360 290,866.360
損益比較	益損	102,657.420

(「内務省第3回年報[明治11年]」による)

これは前掲の「庶務仮条例」中の「歳尾に至り年報を編製して同じく進達すべし」による歳出入決算報告書と考えられ、初めて収入(売上高)と支出(事業費)が示された年報となっている。

ところで、当年度にはさらに製糸場の経営に大きな動きがみられた。それは明治10年7月6日付で太政官から内務省、大蔵省、海軍省及び工部省に対し出された「作業費出納条例」である¹⁶。これによって「作業費区分ノ儀ニ付明治9年9月中相達候趣モ有之候処右条例更ニ別紙ノ通相定候条明治10年度以降右ニ照準施行致スベク此段旨相達候事。但営業資本ヲ公布候ニ付テハ本年1月10日相達候10年度経費額ノ内右ニ属スル金員減額ノ儀モ予算一同申出ベキ事」と規定された。

前年の「各庁作業費区分及受払例則」よりもさらに細かく規定されており、これは富岡製糸場の運営上避けて通れないのものであるので「別紙」の関係部分を抜粋しておきたい。

第一条 作業費用概旨ノ事

凡ソ作業ニ属スル費途ハ一切之レヲ作業費ト称シ開業ニ際シ其資本金額ヲ定メ以テ営業上百般ノ事款ヲ弁理シ而シテ該業ノ収入ヲ以テ資本ハ償還シ剩ル金額ヲ益金トシ以テ嚮ニ消費スル処ノ金額ヲ漸次償却スベキモノトス。其出納順序等ノ如キハ次条以下に掲グ。

第二条 作業費区分ノ事

諸作業ニ属スル費項一切該部ニ彙集シ予算精算トモ通常経費ト判然之レヲ区分スベキモノトス。

第一節

該部に編入スベキ概目左ノ如シ。

内務省 富岡製糸場、堺製糸場、新町屑糸紡績場、第一綿糸紡績場、第二綿糸紡績場、羅紗織場、築地製茶場、各所牧畜場

第三条 興業費営業費の区分

第一節 興業費

該費ハ全ク開業前ニ係ル費項ニシテ即チ工場ヲ始メ一切付属舎ノ諸築或ハ器械ノ購入等費途並開業後事業拡張ノ為諸建築増築シ或ハ器械購入ノ費用ヲ類集ス。

第二節 営業費

該費ハ開業後ニ係ル営業必需諸物品ノ購入官吏俸給諸職工傭給及諸器械ノ修繕并不足補充毀損新調、其他工場并付属舎ノ営繕等本業ニ属スル諸般ノ費途ヲ類集ス。

(明治12年10月16日太政官達ヲ以テ改正)

作業不充分等ニシテ損失ヲナシ為ニ資本中欠額ヲ生ズルトキハ之ヲ補填スルハ第四条第三節ニ掲グル如シ。

第三節

作業費項ノ類集ハ左ニ列記スル概目ニ従ヒ編成スベシ。

俸給、給与、旅費、庁中費、建築費、器械費、作業需用費、職工費、外国人諸費、生徒費

此他費途ニ因り便宜之レヲ類集シテ一大科目ニ立ルモ妨ゲナシ。

第四条 予算の申牒

作業費及収入額共前途一周歳ノ予算ヲ確定シ之レニ基キ實際施行スベキモノトス。

第一節

興業費ハ前途一周歳ノ目途ヲ詳悉シ第三号雛形ニ照準之ヲ精調シ毎歳2月2日ヲ限り大蔵省へ送致スベシ。

第二節

営業費ハ明治10年度ニ於テ其員額ヲ詳悉シ以テ資本額ヲ予定シ大蔵省へ申牒スベシ。而シテ該額ヲ確定シ年々据置クヲ例トス。

第三節

営業資本ノ弁給ニ出ツルモノニシテ年期ヲ定メ償却スベキ類及作業充分ナラズ為ニ損失ヲ生スル向ハ資本欠額ノ補填トシテ更ニ大蔵省ヨリ交付スベシ。故ニ第二節ノ例ニ準ジ確詳細ノ仕訳書ヲ以テ申牒スベシ。

(12年10月16日太政官達ヲ以テ改正)

作業不充分等ノ為メ損失ヲ生スルトキハ其員額ハ営業資本ノ欠額補填トシテ更ニ大蔵省ヨリ交付スベシ。故ニ第二節ノ例ニ準シ各詳細ノ仕訳書ヲ以テ伺出ツベシ。

第六条 営業費受払制限ノ事

営業費ハ資本金額を確定シ明治10年度以降之レ据置クモノトス

第一節

営業費ハ10年度予算申牒ニ基キ営業資本ヲ決定シ歳首（会計年度ヲ云フ）ニ於テ該費ヲ交付シ年々之レヲ据置キ数回運換スヘキモノトス

（12年10月16日太政官達ヲ以テ改正）

但毎年度分界ノ際ニ於テハ末期ノ現金物品代価其他製作中未収入金トヲ并セテ之ヲ其資本原額ニ補充スルモノトス。

第七条 収入金運用及工費償却損益比較等ノ事

凡ソ作業場ノ収入ハ営業資本（該製作物ニ係ル実費）へ償還シ剩ル員額ヲ益金トシ以テ損益ヲ計較ス。而シテ益金ハ曩ニ消費スル興業費及営業資本欠額補填ノ分償却ニ充ツヘキコトトス。

第一節

興業費ハ各償却ノ年期ヲ定メ（凡ソ其建物等ノ保存年期ヲ参酌シテ予定スヘシ）益金ヲ以テ償却スヘキコトトス。

但償却ノ方法ハ各其事業ニ応シ適宜ノ見込ヲ詳悉シ大蔵省へ協議ノ上申出ツヘシ。

第三節

営業資本ハ該年度ノ収入ヲ以テ償還スル勿論ト雖モ営業或ハ器械購入等ノ費用ニシテ該年度中償還シ得サルモノハ第一節ノ例ニ同シ。

（改正：営業資本ハ該年度ノ収入ヲ以テ償還スル勿論ト雖モ作業不十分ニシテ之ヲ償還シ得サルモノハ第一節ノ例ニ同シ）

第四節

作業充分ナラスシテ資本ヲモ償還スル能ハサル中其欠額ノ補填ヲ要セル金額ハ翌年度ノ益金ヲ以テ償却スヘシ。（12年10月16日太政官達ヲ以テ削除）

これを要約すると、①資本額を予め算定し大蔵省へ報告、これに基づき資本額を確定して以後固定する。②作業不十分等で損失が生じた時は資本欠額補填として更に大蔵省より交付する。③作業費の小科目は俸給、給与、旅費、庁中費、建築費、器械費、作業需用費、職工費、外国人諸費、生徒費等とするが費途により便宜的に変えてもよい。

かかる儀を経た資本額は大蔵省による一方的な査定ではなく、また従来は製糸場諸入費定額と勸業資本金の合計が事業費に算定されていたものを一括して固定した資本額としたのである。

しかし、これは作業費出納条例であるため具体的な資本金額は明確にはなっていないが、「明治10年10月中、内務大蔵両御協議ノ上権宣ノ処分ヲ以一ケ年金貳拾萬円ヲ極度トシ大蔵省国債局準備金ノ内ヨリ繰替請取（下略）」¹⁷という資料によって資本金額は20万円であることが分かる。明治13年度以降の決算報告書でも資本金20万円と記されているので、これが事業費として支給された金額に該当する。したがって従前からの総額25万余円と比べると5万余円の減額になるが、「資本額を予め算定し大蔵省への申請」に基づく金額であるので当時の経営状況を反映した妥当な金額といえよう。

これを後出の13年度の例で見ると、小科目は一括して経費と記され、その細科目が官員雇月給、同旅費、職工費、工女給料等と分類されている。ところが明治16年度以降の事業費は小科目が俸給、雑給、作業費等と細分化され、その細科目もきちんと明確化されているので、各年度の事業費を比較

検討するためには小科目・細科目を統一する必要があるので明治13年度から15年度までの事業費も16年度の小科目と細科目に編成しなおして示していきたい。

また時期を隔つが帝国議会の開設に伴い明治22年に会計法が改正され、さらに明治23年3月17日に作業会計法が制定された¹⁸。特に関係する条項を挙げると、

第一条 左ノ作業所ハ其事業ヲ経営スル為メ固定資本据置運転資本ヲ置キ作業上ノ収入及其付属雑収入ハ作業直接ノ費用ニ充ルコトヲ許シ特別ノ会計ヲ立テシム。とし、富岡製糸場は造幣局・印刷局・電信灯台用品製造所及び広島鉱山と共にこれに含まれた。

第三条 各作業所特別会計ノ予定定額内ニ於テ実際ノ歳入及据置運転資本ノ合計額ヲ超過スルヲ許サス。

第五条 作業所ノ純益及固定資本ニ属スル物件ノ売払代金ハ総テ一般ノ歳入ニ編入スヘシ。

第六条 政府ハ毎年各作業所特別会計ノ歳入歳出予算ヲ調整シ歳入歳出ノ総予算ト俱ニ之ヲ帝国議会ニ提出スヘシ。

第七条 各作業所特別会計ノ収入支出ニ関スル規定ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

第八条 本法ハ明治23年度ヨリ施行ス其帝国議会に關涉スルモノハ帝国議会開会后ノ会計年度ヨリ施行ス。

と定められた。

これに伴って23年度以降の作業費は「支出ノ支出調定済額」としその小科目は給与費・作業費・作業素品購買費・荷為替償却金に調整されたので、これも明治13年度から15年度までの事業費に倣って16年度の小科目と細科目に編成しなおして示していきたい。

さて、10年度の事業に戻りたい。まず8月24日に大蔵官僚の速水堅曹が蚕糸業視察として武蔵・上野・信濃・飛騨等の巡回を命じられ、富岡製糸場を訪れていることである。彼は当場の実態を「当所ノ業ハ至テ不注意ノ為、バイキン等沢山アリ。蓋シ所長儉約ニ過ギテ却テ利ヲ失フモノノ如シ。山田令行タリ」¹⁹と捉えて、所長心得山田令行の経営方針を問題視している。

もう一つは10月に内務卿大久保利通・大蔵卿大隈重信・工部卿伊藤博文・勸業局長松方正義・勸商局長河瀬秀治・佐野常民・前島密等が富岡製糸場等を巡視していることである²⁰。その目的が何であったかは明らかではないが、かかる大物の視察団が来場したのは創業以来のことであり、また時期が時期だけに単なる視察だけではなかったことが窺える。

さらにもう一つは12月に富岡製生糸の売捌きに関する「当局所属上州富岡製糸所ニ於テ製造スル製糸ノ売捌キ方ヲ取扱サセ候ニ付、命令スル条件左ノ如シ」²¹という命令状が勸農局長松方正義より三井物産会社に出されていることである。これについて、『富岡製糸所第六年報』は「本所ノ製糸ヲ仏国へ直輸出セシハ10年ヲ以テ始メトス。故ニ販売上百事意ノ如クナラズ、製糸ノ方法モ未ダ充分ニ至ラザル者アルガ故ナリ」と述べている。

従来、フランスへの生糸の輸出はかつてポール・ブリユナが勤務していたフランス貿易商社のエシュト・リリアンタール社に委託していた。これをブリユナが満期退場後（明治8年12月末）の明治9年7月に、パリ支店を開業したばかりの三井物産に販売方を命令したのである。この満期は3年間であった。

なお時期は遡るが明治6年1月17日付を以て大蔵省租税寮から横浜問屋の原善三郎宛に「富岡製糸場製造の生糸の売捌方を取扱ふべし。但し口銭1割」²²という達があり、原はそれを引き受けている。これは「浜売り」と思われるが原がどの程度取り扱ったのかについては不明である。

このように10年度は流動的な状況下にあったが、前年度の報告書と比較しても格段に簡略化した理由も理解できず、また純益20万余円を生み出したとあるが、筆者自ら修正し直した表1の数値の方が妥当性のあることを後述したい。

4 明治11年度の事業費

11年度の「内務省第四回年報」²³については「本省ニ於テ施行セル事務ノ要目ヲ統録シ以テ景況成跡ヲ報告スル事左の如シ」とし、内務省所管の事業所を総括してまとめ、さらに「本年度間消費セル作業費ハ未タ之ヲ精算スル能ハス」と記すのみである。

この中の富岡製糸場の事業費は22万5,726円54銭2厘に対し「収入亦同額ナルヲ以テ損益ナシト為ス」と記しているのみで、前年度には示されていた営業費損益表さえも付いていないという極めて簡略化した年報である。「収支欠損ナシ」とはフランスへ輸出し販売中の生糸が年度内には売却しきれないため、輸出額に相当した金額を形式的に収入と記述した可能性がある。しかし注目しておきたいのは資本金（事業費）が20万円と規定された筈なのに、ここでは22万5,726円54銭2厘と記されている。この理由も後述したい。

5 明治12年度の事業費

12年度の「内務省第五回年報」²⁴も前年度と同様に「本省ニ於テ施行セル事務ノ要目ヲ統録シ以テ景況成跡ヲ報告スル事左の如シ」と記し、富岡製糸場に関しては「営業費ハ18万7,327円1銭5厘、利益は18万7,327円1銭5厘」と収支欠損ゼロとしている。この理由も前年度と同様でフランスへ輸出した生糸の完売が済まず、これを収入に換算した仮決算を行っているからである。いずれにしても明治11年度、12年度の年報は規定された報告書の体をなしていない極めて簡略化されたものであったと言えよう。

ところで、11年度の「損益ナシトス」、12年度の「収支欠損ゼロ」という事態では「作業費出納条例」で規定された「収入ハ営業資本（該製作物ニ係ル実費）へ償還スル」つまり生糸販売の収益を以て次年度の営業資本とする建前が立ち難くなる。

そこで製糸場では作業費出納条例の第4条第3節による「営業資本ノ弁給ニ出ツルモノニシテ年期ヲ定メ償却スベキ類及作業充分ナラズ為ニ損失ヲ生スル向ハ資本欠額ノ補填トシテ更ニ大蔵省ヨリ交付スベシ」²⁵の規定に基づいて所轄の内務卿松方正義より太政大臣三条実美宛に明治14年4月25日付を以て「12年度営業欠額補填増額ノ儀ニ付上申」²⁶という伺書を提出している。

内容の概略は「営業資本ノ儀ハ10年度、11年度製造ノ生糸販売ノタメ仏国へ輸送、該年度ニ於テハ代価収入シ得ザルニヨリ12年度ニ繰越シ結算見込、然ルニ該国ノ糸価ヲ按ズルニ其収額ヲ以テ製造実費ヲ償還する能ハザル景況ニ付、12年度ニ於テ金5万円資本欠額ノ予算ヲ開申シ、12年7月19日該額允裁御達有之、而テ今回製糸売却ノ収額決算スルニ金1万5,547円13銭4厘ノ損ニシテ其損額

ノ減ゼシハ洋銀昂貴ノ為メト為換ノ差ニ因リ予算ヘ対シ減セシト雖、又同年度ニ於テ金4万7,285円82銭4厘ノ欠額ヲ生ス」と記し、その理由は「従来の計算方法は年間の諸費のすべてを繭価に積算していた。この方法では単年度の損益を明らかにできないので、輸出の糸価は諸費を加算せず繭価を以て決算し年々の損益勘定を明らかにしたい。ついては12年度までの計算法を改正する積りである。幸い同年度より複式簿記法が導入された。これは帳簿上いずれも諸費が加算されない帳簿でもあるので従来の計算法を改めたい」と述べた後に「12年度欠額高6万2,832円95銭8厘ノ内、既ニ受入レ済金5万円ヲ引リ残金6万2,832円95銭8厘、同年度営業資本欠額補填増費トシテ御渡シ相成度、右ハ該年度勘定帳整理ニ際シ差急候ニ付速ニ御裁可相成度此段及上申候也」とあり、これに12年度営業資本欠額仕訳書が付き、末尾に資本原額、収入額及び欠額が次のように記されている。

資本原額金20万円

金13万7,167円4銭2厘

外

金6万2,832円95銭8厘 欠額

内

金1万1,691円58銭3厘 10年度製糸売却損

金3,855円55銭1厘 11年度右同断

金4万7,285円82銭4厘 12年度欠額

要するに5万円の欠額補填の認可を受けた上で、さらに生じた欠額分の6万2,832余円を増額補填して欲しい旨の上申書である。

14年4月段階で10年度、11年度及び12年度の売上金の決算が出来ないことは輸出された生糸の販売が完結するには数か年の歳月を費やしていることであり、生糸市場における取引の難しさが推測できよう。同時に模範工場としての富岡製糸場の経営の将来性も問われるところである。

前掲の上申書に対する回答は14年9月22日付で下記の如く出されている。

「上申ノ趣12年度欠額補填増費ノ義ハ難聞届候条、仏国へ輸送物品ノ処分方見込相立、更ニ可申出事」結果的には仏国へ輸送物品の処分方の見込みを俟った上で再度申し出なさいというものであった。

ここで一つ確認できることがある。それは富岡製糸場の複式簿記の導入が明治12年度より施行されたことである。一般的には明治15年1月16日付で太政官第五号達として会計法が改定され、その第34条において「金銭出納ノ記簿記ハ複記式ニ拠リ日記簿原簿現金受払簿予算簿ヲ作り該庁ノ出納ハ総テ之ヲ記入スルモノトス」と規定されたが富岡製糸場の場合はそれよりも早かったということである。

さて、このような状況下において内務省勸農局所管の官営工場についての位置付けに変化がみられている。それは明治12年11月の『勸農局農事月報第6号』²⁷に載る「勸農局主務目的及臨時事業要目」に「本局主務ノ目的ト臨時事業ノ要目」として示され、臨時事業として下総羊牧場、富岡製糸場、千住製絨所、新町紡績所、三田育種場、香取種畜場、第一綿糸紡績所、第二綿糸紡績所等が挙げられている。さらに臨時事業とは「此業ハ時々興廢スルモノニシテ官ノ永ク之ヲ執ルモノニアラズ。惟人民ノ容易ニ着手スルコトヲ得ザルモノニ就テ其設置試験ヲナスノミ。其利益確着ニシテ人民ノ気概該業ニ傾向スル日ニイタレバ官設ヲ要セザルモノナリ。故ニ之ヲ臨時トス」と位置付けたのである。

これが翌13年3月22日付で「勸農局分課及庶務条例」²⁸で改定され、その第33条において臨時事業が規定された。

その条文は「本局事務ノ外物産上急要ナルモ人民ノ氣運猶未ダ斯ニ傾向セザルモノハ姑ク官設事業ヲ起シテ其利ヲ示シ以テ人民ヲ誘導セントス。之ヲ名ケテ臨時事業ト称ス。即チ現今着手スルモノ左ノ如シ」として、富岡製糸場、千住製絨所、新町紡績所、愛知紡績所、広島紡績所、三田農具製作所等が挙げられ、前年度の事業所とは若干の変更が認められるが、何れも富岡製糸場はその対象となっている。

これらの臨時事業という規定が13年11月に突如として令達された官営工場払下げ通達の伏線となっているようにも考えられる。

いずれにしても12年度はこのような多事多難の中での操業であった。

6 明治13年度の事業費

当年度から農商務省の所管となったため「第一回農商務卿報告」²⁹として出された。この報告書は前述の如く初めて収入（売上高）と支出（事業費）両面を示す形となり、歳出・歳入の体裁が整えられた。

先ず経営概況に触れると「(前略) …寮局ノ廢置ト共ニ屢其所管ヲ移シ、遂ニ13年中、之ヲ速水堅曹ニ貸付シテ他日民業ニ移スノ地歩ヲ為サシムベキノ議起リ、当時上申ニ及ビタリシモ会々工場払下ノ令アルヲ以テ中止セリ」という事態が生まれた。

文言中の「速水堅曹ニ貸付シテ他日民業ニ移スノ地歩ヲ為サシムベキノ議」に関しては若干の解説が必要であろう。

旧前橋藩士の速水は明治3年にイタリアの製糸業に通じていたスイス人パスカル・ミュラーの指導のもとに藩営の器械製糸場を建て、横浜に生糸売り込み問屋の敷島屋を設立して生糸の直接貿易を成功させた。この業績を知った福島県令安場保和は戊申戦役で荒廃した福島県を器械製糸の導入で復興させようと考え、最終的には速水を招いて二本松製糸会社を建立させ、これを奥州全域の生糸改良の模範工場として位置付けた。

二つの製糸場建設に携わった速水は、その経験から器械製糸場の民間経営論の立場を強く持つようになった。一時は製糸場の設立資本を外国人に頼ることもほぼ内定したが、この計画を以て内務卿大久保利通に謀ったところ、大久保は趣旨を高く評価しながらも外国人に資本提供してもらうこと恐れ、政府において設立資金を貸付ける方策を取るのを勸業権頭河瀬秀治と相談すべしという方向となった。

河瀬からは大事業をなさんとする画策整理のため一時官吏の籍に入れと勧められ、生糸改良事業のみの担当という条件のもとに、速水は明治8年2月に内務省九等出仕に補されたのである。就任後の初発の仕事が富岡製糸場の経営診断であった。これについては既に明らかになっているところであるが、最終的に彼が提言したのは富岡製糸場の非効率的な経営には問題が大きく、早急な民間払下が必要であるという結論であった。

かかる経過を持つ速水が辿った道は明治12年2月に富岡製糸場改良を一任され、それに尽力し、2か月後にはこれまでの千住製絨所長と富岡製糸所長の兼務辞令を受け、さらに9月には兼務が解かれ富岡製糸所長となって経営改革を行っていたのである。

ところが明治13年11月5日、政府は軍需工場を除く官営工場を払下げるべくこれを所管する内務省、工部省、大蔵省及び開拓使庁に対し「官営工場払下概則」を布達した。この要旨は「工業奨励ノタメ政府ニ於テ設置シタル諸工業ハ其組織整備シテ当初目算ノ事業漸ク挙ガルニ従ヒ、官庁ノ所有ヲ解キテ之ヲ人民ノ営業ニ帰スベキモノニ付、別紙概則ニ準拠シ、其省使所管工場ヲ漸次払下ゲノ処分ニ及ブベシ。此旨相達候事」としているが、最大の根源は西南戦争によって生じた財政的圧迫で、これを補うべく政府は不兌換紙幣を増発したために諸物価は高騰を続け国民は不況に喘いでいた。この苦難を脱すことが官営の諸工場を払下げ、政府財源を確保ことにあったといえよう。

さてこれに先立ち速水は外商の手を経ずに生糸を直輸出するための組織を立ち上げる必要性を同志に訴え、本社を横浜に支社を各地に設けた同伸会社を設立し取締役就任する一方、富岡製糸場払下げの持論も政府に訴え続けていたのである。彼の持論を指示したのが内務卿松方正義である。速水は松方の意向と自らの持論を参議大隈重信に訴え富岡製糸場の処分を上申ししていた。明治13年10月18日に速水が松方に面談した際、「処分粗内定シタリ。11月ヲ以テ発表センガ如シ」³⁰との内報を得た。

この内報の件が明治13年11月5日付の「官営工場払下概則」である。速水が製糸所長の立場では民間払下げにはならないために彼は同年11月24日に製糸所長の辞職願を出し、同伸会社の社長となって富岡製糸場の払下げを待った。この際、勸業局長品川弥次郎より、引き続き製糸場工女等の指導方の依頼を受け「製糸場教師」³¹の肩書で活躍した。これに伴い彼の住所は引き続き富岡製糸場内に置かれていた。

さて13年度の事業費は次の通りである。但し前述の如く明治16年度の科目様式に変換している。なお同年度の事業費は他の年度と異なり明治13年7月～14年3月並びに14年4月～6月と2本立てになっているが、ここではまとめて示したが、2本立ての理由は速水の年度途中の辞任が影響しているものと思われる。

表3 科目ごとの金額

資本金20万円		明治13年	
		金額	人数
俸給	所長俸給		
	属官俸給	2,779円000	18人
	技手俸給		
	雇員俸給	2,324.160	2,130
	非職俸給	171.755	3,357
	工場改良教導手当	700.000	2
	小計	3,429.000	
雑給	旅費	672.200	47
	勉励賜金	119.000	
	諸手当	17.988	
	雇給	2,324.150	
	諸手数料		
	宿直・賄料	171.755	3,357
	小計	3,305.119	
作業費	備品	847.237	
	消耗品	2,347.702	
	石炭購買	11,219.872	1,785,509kg400
	郵便電信	23.740	575

作業費	運搬費		
	小計	14,438.551	
職工費	職工給	5,801.475	16,587
	工女給料	6,678.498	5,424
	被服料	1,798.500	748
	賄費	26,083.250	156,380
	勉勵賜金	182.780	687
	諸手当	225.000	556
	雑費	741.400	156
	学校教員	120.000	2
	小計	41,660.903	
営繕費	雑具購買		
	器械修繕		
	運搬費	157.766	
	小計	157.766	
繭	生繭購買	142,751.377	3,907石880
販売	諸手数料	13,664.550	
	運搬費	14,692.231	27回
	小計	28,356.940	
病室	消耗品	2,347.394	8,512
	薬餌費	15.000	(流行病臨時医)
	小計	2,362.394	
建設修繕	新営修繕	1,709.372	
	小計	1,709.372	
その他	銀行為替料・保険料	511.940	
	小計	511.940	
合計		238,683.177	

(「第1回農商務卿報告[明治14年]」による)

7 明治14年度の事業費

明治14年度の事業費決算書に充たる資料は確認できないが、この年に払下概則布達後の大きな変化があったことを示す資料があるので紹介しておきたい。

その一つは明治14年4月に農商務省が新設されると富岡製糸場は同省農務課の所属となり事務引継が同年4月25日に行われた。その折の財産目録は次の通りである³²。

- 1 地所 1万5,606坪 但シ官有地
- 2 建物 17棟 但シ絵図副(ここでは省略する)
- 3 製糸器械 1式 但シ付属品共
- 4 資本金 20万円
- 5 事務取扱書類
- 6 繭 1,7010石9升6合
- 7 製糸 1,002貫464匁2分
外ニ製糸2,458貫230匁
但シ売却ノ為メ仏国へ輸出中之分
- 8 雑糸 14貫614匁
- 9 熨斗糸 195貫150匁

10 職 工
 工 夫 26人
 工 女 442人
 職 工 2人
 定人足 11人

11 金 7万375円48銭

但シ 4月1日現在高

右之通御座候也

明治14年 4月25日

財産目録は14年度初頭のものであるが、その内容に少し触れると地所坪数・建物数・製糸器械などは創業当初とほぼ同じで、工女数も当初計画に近いことが分かる。資本金も明治10年10月中に内務大蔵両省の協議を以て定められた大蔵省国債局の準備金より繰替される資本金20万円であることが分かる。しかし在庫繭は4月時点では当年度産の繭とは考えられず前年度産繭であろうし、また仏国輸出中の生糸も昨年度産の生糸と考えられよう。いずれにしても輸出生糸は単年度中ではすべて完売できなかったとこと示している。

さて、前述の如く払下概則布達の直後に速水堅曹は払下げを受けるべく富岡製糸場の所長の職を辞して同志と設立した横浜の同伸会社の社長となった。その後任として払下げの処理等に当たるために就任したのが所長心得の岡野朝治である。

しかし、この時点では従前の如く操業を継続しそのまま払下げる予定のようであるが、差し迫ったことは操業に必要な繭購入資本金の調達である。引継の財産目録で見てきたように十分な購入資本金が保有されないため、農商務卿は「14年度用生繭購入資本繰替御交付日割」³³なる伺書を太政大臣あてに提出している。内容的には2本で、1本は購入資本繰替御交付日割で次のようである。

1 金20万円

内

金7万円 6月15日

金6万円 6月30日

金3万円 7月10日

金4万円 7月20日

つまり資本金20万円を分割して交付してほしい旨の伺書である。

もう1本は「富岡製糸所生繭購入資本繰替御渡方之儀ニ付伺」であり、内容は

「(前略) 本年ノ義モ目今生繭購入ノ季差迫り居候処、仏国ヨリノ回送金無之為メニ資本運用ノ道途絶シ、事業上忽チ差支候儀ニ付、本年モ金20万円ヲ目途トシテ別紙日割ノ通り国債局準備運転金ノ内ヨリ繰替御渡方ノ義大蔵省へ御達シ相成度、尤返納方ノ義ハ該地於テ生糸売却代為替到達ノ都度国債局へ返納シ、大約翌年3、4月頃迄ニハ返消完結可為致見込ニ有之候、此段相伺申候也

明治14年 6月6日

農商務卿 河野 敏鎌

太政大臣 三条 実美 殿

(付箋)

甲乙ノ趣難聞届候条、此際更ニ工場払下ノ手立ヲ尽シ猶ホ請願人ナキトキハ閉場ノ手續ヲナスベシ
明治14年8月8日」

この伺書には大蔵省会計部主管の案は添付文書があるので関係部分のみを抜粋すると、「(前略) 富岡製糸場ハ蚕糸ノ改良機械製ノ模範ヲ示サン為メ設ケタル者ニシテ民間既ニ其製ニ倣フ者多ク、其目的ヲ達シタル今日ニ至テハ百方手ヲ尽シ猶ホ払下ヲ望ム者ナクバ行業ヲ継続シテ得失ヲ重ネンヨリ寧ろ閉場ノ方然ルヘク又前段ノ次第ニ因リ払下若クハ閉場スルニ於テハ生繭購入ノ資本ヲ要セサルヘク且ツ準備金ハ曩ニ其操替ヲ廢サレシタレハ操替渡ノ義モ亦御許可相成難シ、因テ左按取調仰高裁候也、御指令按

甲乙何ノ趣難聞届候条此際更ニ工場払下ノ手立ヲ尽シ猶ホ請願人ナキトキハ閉場ノ手續ヲナスヘシ
明治14年8月8日 ㊟」

この添付資料によって会計部主管の案は請願人が出ないときは閉場することの妥当性を主張したことが分かる。

かかる方向性が出されたにも拘わらず、結果的には従前の如く操業すべしという結論となった。これを示す資料が「富岡製糸所処分ノ義ニ付上申」³⁴である。長文であるが引用したい。

「富岡製糸所処分ノ儀ニ付テハ昨13年6月中、内務卿ヨリ上申ノ次第モ有之候処、爾後工場払下概則御達ニ付一ト先取テケケ廣告ニ及ヒ候処、出願者無之ニ依リ更ニ前議ヲ修メ本年3月中速水堅曹へ御貸渡ノ儀ヲ上申ニ及ヒタリシガ終ニ事故アリテ去ル6月中当省へ下戻ト相成候ニ付、篤ト取調ヲ遂ケ候迄当分従前之通り据置事業継続可仕旨不取敢上申及候処、伺之趣難聞届候条此際払下ノ手立ヲ尽シ猶請願人ナキトキハ閉場ノ手續ヲナスヘシトノ御指令相成、爾来末々詮議ヲ尽シ候得共何分其規模広大ニ過テ当時ノ民業ニ適セサルモノト相見ヘ維持ノ目的確率候モノ無之、偶々其払下ヲ冀図スルノ輩アレハ居テ以テ奇貨ト為ン事ヲ謀ルノ徒ニ過キサレハ到底払下ノ事ハ今日ニ行ハレ難カルヘク、去迪該製糸所ハ既ニ海外著名ノモノタルカ故ニ今ニシテ之ヲ閉止スルトキ輒近漸ク恢復セシ本邦生糸ノ声価ニ再ヒ多少ノ障碍ヲ来ス可キハ勿論本邦輸出ノ物産ハ益外国商人及製造所ノ信セサル所トナリ、其影響ノ及フ所実ニ測ル可カラサルモノナシトセス、左レハ内務卿カ具申ノ通り暫ク之ヲ速水賢曹ニ貸渡シ他日民業ニ移スノ地歩ヲ為サシムニ如カサルヘシト前農商務卿ヨリモ実地視察ノ概況ト共ニ懇々申継有之候ヒシカ、此頃又群馬県令カ該場存廢ニ付テノ意見書ヲ得、更ニ塾講候処、実ニ該場ハ全国製糸業ノ模範ニシテ日本生糸ノ海外ニ其声誉ヲ伝セシモ畢竟富岡糸ノ精良ナルカ故ニシテ他ノ製糸家モ為メニ幾許ノ声価ヲ保チシノミナラス各自己レカ糸ノ精良ト喚ハン事ヲ欲シ互ニ争フテ改良ノ点ニ競進セル所以ノモノハ偏ニ富岡ノ卓然トシテ標立セルモノアルニ因レハナリ、且上州ノ地タル専ラ桑蚕ノ利ニ由リテ其生計ヲ営ミ候所ナレハ該場存廢ノ点ニ於テモ最モ慨切ノ感覺ヲ有スヘキハ固ヨリニシテ県令カ憂慮スル所モ亦勢ノ止ムヘカラサルモノト存候得共到底従前ノ俣官府之ヲ保有致候テハ成規ノ為メニ羈束セラル、所多クシテ又如何トモ為ス能ハサレハ、先般内務卿稟請ノ趣旨ニ基キ富岡製糸所器械建物及要用物品共今ヨリ別紙命令状ノ趣旨ヲ以テ滿5ケ年間速水堅曹ニ貸渡シ、其掣肘ノ患ヲ解キテ損益ヲ一身ニ負担セシメ飽迄充分ノ見込ヲ尽サセ候外無之存候、尤モ貸渡年限中ハ別ニ官員ヲ派遣シ其事業及計算ヲ監視セシメ他日民業維持ノ基ヒ確定スルニ及ンテハ相当ノ処分ヲ以テ更ニ払下

候様仕度、右ハ前段御指令ノ趣モ有之候得共、實際ノ事情篤ト御諒察ノ上非常特別ノ御詮議ヲ以テ至急仰御裁定候、依之別紙命令状案及ヒ群馬県令意見書速水堅曹製糸上ノ履歴富岡製糸所処分ノ御指令并ニ内務省上申ノ写相添此段再申候也。

明治14年12月23日

農商務卿 西郷従道

太政大臣 三条 実美

(朱書)

伺ノ趣ハ詮議ノ筋有之候条当分従前ノ通り施行スベシ

明治15年5月5日

結果的には内意のあった速水堅曹への払下げも実行されず、また彼への5年間の貸渡案も却下され、当分従来の如く施行せしむという何も変化のない形となった。その原因は上申書に示された「速水堅曹へ御貸渡ノ儀ヲ上申ニ及ヒタリシガ終ニ事故アリテ去ル6月中当省へ下戻ト相成候ニ付」中の「事故アリテ」が原因である。これは北海道開拓使長官黒田清隆が開拓使官有物を同郷の五代友厚らの関西貿易商會に安値、無利子で払下げ決定した。しかし激しい世論の批判にされされ中止となった事件である。これが政界にも大きな影響を与え伊藤博文は大隈重信を追放する一方、国会開設の詔が出されたのである。

このように14年度は内外ともに不安定な状況下にさらされ、製糸場経営の本務の一部ともいえる報告書の提出ができなかったともいえよう。

8 明治15年度の事業費

前述の如く速水堅曹への貸渡案が再上申されたのが明治14年12月23日であり、その返答としての「当分従前ノ通り施行スベシ」が出たのが年度を超えた15年5月5日であり決して迅速な決断ではなかった。

当然、事業は継続したわけであるが、差し迫って必要となったのが繭購入資本である。このため5月27日付で農商務卿西郷従道名を以て太政大臣宛に上申したのが「富岡製糸所生繭購入資本金繰替并ニ正金銀行荷為替取組方ノ儀ニ付上申」³⁵である。

この重点部分を抜粋すると「(前略) 15年度用生繭購求方手順可致ノ処、該所製糸ノ儀ハ曾テ販売ノ為メ仏国へ輸送セシガ目下生糸ノ相場非常ニ下落シテ売買上殆ント中止ノ姿ニ立至リ為メニ売揚代金為替未着ニ有之、然ルニ追々購求ノ時季ニ差迫リシモ現今繭購入に充ツベキ資本金無之、去迎価格ノ如何ニ拘ハラス在仏国ノ製糸ヲ抛売致候儀ハ独リ富岡製糸ノ声価ニ関スルノミナラス御国全般ノ輸出製糸ニ影響ヲ及ボシ候事故決シテ為シ得難キ、(中略)、一回此時季ヲ失スルトキハ復タ良繭ヲ買取スルヲ得サル而已ナラス一ケ年間共用スル所ノ材料ヲモ購ヒ得ルヲ能ハス、実ニ至難ノ場合ニ有之、(中略)、該所の如キ製造品ヲシテ勅輸ヲ旨トスル場所ニ於テハ正金銀行海外荷為ヲ取組ミ資本運用ヲナスヲ最モ便宜可有之、依テ荷為替取組等法方為取調候処、別段差支無之趣ニ有之候間、自今同銀行へ荷為替取組資本運用致度モ為替取組方ハ現品ノ検査ヲ受ケ之レヲ抵当ノ金円ヲ貸付スルヲ規定トス。然ルニ該所生糸ノ未タ輸送セサルモノ僅カニ5・6万円ノ価格ニ過ス、之ヲ荷為替ニ為スモ当季共用ノ資本ニ足ラス、(中略)、一時繰替金ヲ以テ買取スルニアラサレハ営業上差支候間此回特別ノ御詮議

ヲ以テ金14万円ヲ生繭購入資本金トシテ繰替御交付相成度、返納ノ儀ハ本年12月大蔵省へ全償可致候、(後略)」

これについては「上申ノ趣聞届候事」と認可され金14万円が交付された。

表4 科目ごとの金額

資本金20万円		明治15年	
		金額	人数
俸給	所長俸給		
	属官俸給	2,979円500	15人
	技手俸給		
給		4,279.890	3,268
	非職俸給		
	工場改良教導手当	1,200.000	1
雑給	小計	4,254.500	
	旅費	452.600	
	勉励賜金	75.000	7
	諸手当	894.130	95
	雇給	4,279.892	1910(工夫・小使)
	諸手数料	189.000	8
	宿直・賄料	169.180	346
作業費	小計	5,067.554	
	備品	836.188	
	消耗品	1,577.700	
	石炭購買	13,169.620	584,629kg200
	郵便電信	23.070	299
	運搬費	33.900	32
職工費	賄費		
	小計	15,640.476	
	職工給	3,359.120	9,850
	工女給料	7,259.460	151,763
	被服費	1,745.500	714
	賄費	20,749.450	151,763
	勉励賜金	137.840	741
	諸手当	1,728.050	267
管繕費	雑費	11.850	1
	学校教員	120.000	2
	小計	35,099.431	
	雑具購買		
繭	器械修繕	206.206	
	運搬費		
	小計	206.206	
販売	生繭購買	144,979.150	3,176石904
	諸手数料	7,763.250	
	運搬費	15,315.480	26回
病室	小計	23,078.730	
	患者賄料	1,186.621	
	消耗品	533.990	7,880
	薬餌料	473.255	7,880
	その他	11.850	
建設修繕	小計	2,205.716	
	新営修繕	983.326	
	小計	983.326	

その他	銀行為替料	256.715	
	荷為替金返済等	602.722	
	小計	859.437	
合計		232,374.528	

(「第3回農商務卿報告 [明治16年]」による)

9 明治16年度の事業費

15年度は特別の詮議の結果14万円の生繭購入資本金の交付があり、12月を以て大蔵省に返納する筈であったが16年度は4万7,746円余の収支欠損金が算出された。これに対し農商務省は翌17年5月30日付で15年度営業資本欠額ノ俟16年度へ繰越願を出している。

主な内容は「該所ノ是迄仏国へ直輸為致候処、当時仏国里昂ニ於テ株式取引所ノ紛擾ヨリ俄然其影響ヲ市場ニ及ホシ為メニ各国ノ製糸ハ市場ニ堆積シ、需給其平均ヲ失ヒ竟ニ蚕糸ノ価格ヲ墜スニ至レリ、因テ一旦之カ販売ヲ見合セ16年度へ繰越候等ノ事情ニ原因スルモノニシテ万已ムヲ得サル次第ニ有之」³⁶ということであった。

表5 科目ごとの金額

		明治16年	
		金額	人数
俸給	所長俸給		
	技長俸給		
	属官俸給	1,140.000	
	技手俸給		
	雇員俸給	2,040.000	
	小計	3,180.000	
雑給	旅費	390.450	
	勲励賜金	329.610	
	諸手当	1,819.340	
	雇給	985.086	
	諸手数料	154.109	
	雑費	463.811	
	小計	4,061.401	
作業費	備品	754.452	
	消耗品	1,365.210	
	石炭購買	8,933.640	
	郵便電信	14.540	
	運搬費	4.781	
	賄費	172.685	
	小計	11,245.309	
職工費	職工給	13,550.830	
	被服費	1,803.500	
	旅費	485.000	
	賄費	13,813.760	
	勲励賜金		
	諸手当	6.100〈死傷〉	
	雑費	449.150	
小計	30,109.034		
営繕費	雑具購買	124.795	
	器械修繕	74.535	

営繕費	運搬費	1,787	
	小計	201,117	
繭	生繭購買	136,569,050	
販売	諸手数料	7,538,144	
	運搬費	5,322,140	
	小計	12,860,288	
病室費	賄料	777,628	
	薬餌費	376,866	
	消耗品	39,341	
	小計	1,193,835	
建設雑費	新営修繕	783,256	
	小計	783,256	
その他	諸雑費	291,685	
	小計	291,685	
合計		200,494,977	

(「第4回農商務卿報告[明治17年]」による)

注目すべきことは明治10年度から固定資本金が20万円と明記されていたものが16年度以降はこれが明記されなくなったことである。

この理由は翌17年9月13日付の次に示す「富岡製糸所営業資本欠額補填金交付伺」³⁷によって理解できる。

富岡製糸所16年度営業資本収支ノ義結算候処(中略)支出之収入ニ超過セル事金4万1,756円7銭4厘ナリ、抑斯欠額ヲ生セシハ15年度資本欠額16年度江繰越之義開申ノ際、縷述候糸価低落ノ状況該年度中回復ノ期ヲ得サルニ抛り候義ニテ商況上不得止場合候ニ付、16年度欠額金4万1,155円7銭4厘、15年度欠額金5万2,529円61銭2厘、合金9万4,285円68銭6厘、本年度欠額補填トシテ御交付相成度(中略)、特別ノ御詮議ヲ3以テ請求金額御交付相成度目下新繭購入ノ季ニ付至急御允裁候也。

これに対する回答は翌18年4月9日付の「伺ノ趣難聞届候条闕額金ハ闕損払ニ相立、残資本金相当ニ事業経営可致事」であった。つまり定額20万円はなくなり、残資本金(生糸の売上収入金)の範囲で事業を行うことになったのであるが、しかしそのままでは事業の縮減にもなりかねないので、農商務省では次のような伺案を出している

(前略)、製造ノ数量ヲ減スルニ於テハ国産振興ノ得策ニ無之、依テ営業ハ従前ノ俣施行シ、16年度欠額ハ次年へ繰越、漸次利益金ヲ以テ補填シ本年新繭購入資金ハ欧米輸出製糸荷為替金ヲ正金銀行ヨリ借入、経営致度トノ旨ニ有之、右ハ実際無余儀次第ニ相聞候間、御聴許相成可然歟、左案ヲ付シ仰御高裁候也

このように新繭購入資金は正金銀行より借り入れて事業の円滑化を図った。

10 明治17年度の事業費

この年に太政官第5号達として会計法の改定がなされた³⁸。関係すると思われる条項は次のものである。

第34条 金銭出納の簿記は複記式に依り日記簿、原簿、現金受払簿、予算簿を作り該庁の出納は全てこれを記入するものとする。

第42条 各庁長官は毎会計年度歳入歳出決算報告書を調整し、翌年度5月31日までにその庁を發し大蔵省へ送付すべし。

第45条 作業費の出納は興行費と営業費とに区分し、興行費は通常経費の制に依り営業費は其資本として据え置く。

この時、政府は15年度より17年度に至る3カ年間の各庁経費定額を据え置きとする旨を達し、毎年度の定額残金は3カ年間翌年度へ差継ぎ使用することを許し、且つ科目の流用を寛大にした。これを富岡製糸場の例で見ると、16年度に「闕額金ハ闕損払ニ相立、残資本金相当ニ事業経営せよ」との達しがあったので、かつての定額資本金20万円には戻れなかったと考えることができる。

前述の如く事業経営にも多難な状況から脱却するべく農商務省は製糸場に対し17年度から内部改革を実施した。主な点は、従来は農務局の所管であったものを本省の直轄とし、さらに漸次業務の改革を図ると共に職工の就業時間を延長し、専ら費用を節減し製造額の増加を図ったのである。

この事業費を表7で示す。

表7 科目ごとの金額

		明 治 17 年	
		金 額	人 数
俸 給	所長俸給	750円000	御用掛俸給
	技長俸給	1,140.000	
	属官俸給	1,991.500	
	技手俸給		
	雇員俸給		
	小 計	3,881.500	
雑 給	旅 費	435.100	
	勲励賜金	231.500	
	諸 手 当	824.500	
	雇 給	845.805	
	諸手数料	134.574	
	雑 費	2,236.120	
	小 計	4,707.599	
作 業 費	備 品	702.273	
	消 耗 品	1,547.370	
	石炭購買	6,762.470	
	郵便電信	22.490	
	運 搬 費	64.412	
	賄 費	171.125	
小 計	9,270.145		
職 工 費	職 工 給	14,227.830	
	被 服 費	1,898.000	
	旅 費	53.100	
	賄 費	13,640.030	
	勲励賜金	377.560	
	諸 手 当	361.800	
	雑 費	445.135	
小 計	31,003.455		
営 繕 費	雑具購買	52.620	
	器械修繕	75.655	
	運 搬 費	2.617	
	小 計	130.892	

繭	生繭購買	283,487.480	
販売	諸手数料	12,875.800	
	運搬費	13,739.860	
	小計	26,615.660	
病室費	賄料	619.076	
	薬餌費	330.934	
	消耗品	39.223	
	小計	989.233	
建設雑費	新営修繕	1,117.030	
	小計	1,117.030	
合計		361,203.026	

(「明治18年農商務省第5回報告」による)

この中で特に目立つのが生繭購入費で前年の購入費13万6,212円余より14万7,275円も高いが、これについては「第5回農商務卿」では十分な説明がない。

11 明治18年度の事業費

明治13年11月、当時富岡製糸所長であった速水堅曹は富岡製糸場の払下げを受けるべく所長を辞職して同志と立ち上げた同伸会社の頭取に就いた。しかし、予定していた払下げは実施されず、また5年間速水に貸渡し経営の円滑化を図った後に民間払下げにするという計画も実現を見なかった。しかし「製糸場教師」という立場で製糸場内に住宅を与えられていたが、製糸場の経営改善を図るため当年度(18年度)に所長として再登場した。また12月22日、国会開設の前段階として従来の太政官制廃止を廃止し、新たに内閣制度が制定され第一次伊藤博文内閣が成立した。

この年度の事業費が次の表である。

表8 科目ごとの金額

		明治18年	
		金額	人数
俸給	所長俸給	1,050円000	御用掛俸給
	技長俸給	300.000	
	属官俸給	872.500	
	技手俸給		
	雇員俸給	1,654.000	
	小計	3,876.500	
雑給	旅費	237.050	
	勲励賜金	1.000	
	諸手当	115.452	
	雇給	712.933	
	諸手数料	109.804	
	雑費	1,097.480	
	小計	2,273.619	
作業費	備品	330.436	
	消耗品	783.711	
	石炭購買	4,242.210	
	郵便電信	21.330	
	運搬費	7.152	
	賄費	124.220	
	小計	5,506.061	

職 工 費	職 工 給	10,146.020	
	被 服 費	886.500	
	旅 費	18.300	
	賄 費	10,430.360	
	勲励賜金	236.480	
	諸 手 当	891.175	
	雑 費	271.640	
	小 計	22,881.469	
営 繕 費	雑具購買	36.400	
	器械修繕	43.557	
	運 搬 費	2.028	
	小 計	81.985	
繭	生繭購買	102,963.135	
販 売 費	諸手数料	8,600.695	
	運 搬 費	6,007.538	
	小 計	14,607.233	
病 室 費	賄 料	158.370	
	薬 餌 費	151.688	
	消 耗 品	10.688	
	小 計	320.581	
建 設 雑 費	新営修繕	229.327	
	小 計	229.327	
合計		152,744.014	

(「農商務省第6回報告[明治19年]」による)

事業費合計は15万2,744円余となり、今までの最低額を示した。10年度から始まった定額資本金20万円が16年度に打ち切りとなって残資本及び正金銀行からの借入れ金で運用する方式となったこと、また前年に会計年度が改正され毎年4月1日より翌年3月31日と改正され、19年度より実施されることになったため18年度は7月1日から翌年3月31日に至る9か月間に短縮されたことが主な理由であろう。

12 明治19年度の事業費

前年の内閣制度の制定に伴い19年4月、閣令第7号を以て富岡製糸場の官制が定められ属官を置き会計を調理させ、また技手を置いて事業に従事させた

事業費は次の通りである。

表9 科目ごとの金額

		明 治 19 年	
		金 額	人 数
俸 給	所長俸給	1,655円000	
	技長俸給	145.000	
	属官俸給	852.000	
	技手俸給	548.872	
	雇員俸給	1,618.960	
	非職俸給	207.741	
	小 計	5,027.576	
雑給	旅 費	426.690	
	勲励賜金	169.500	

雑 給	諸手当	217.342	
	雇給	1,103.970	
	諸手数料	176.043	
	雑費	950.642	
	小計	3,044.186	
作 業 費	備品	537.791	
	消耗品	1,499.960	
	石炭購買	5,819.100	
	郵便電信	32.750	
	運搬費	18.366	
	賄費	146.055	
	小計	8,054.022	
職 工 費	職工給	12,082.400	
	被服費	1,522.000	
	賄費	11,527.770	
	旅費	6.060	
	勉勵賜金		
	諸手数料	7,047.668	
	小計	19,892.998	
管 繕 費	雑具購買		
	器械修繕	109.075	
	運搬費	313.369	
	小計	10.924	
繭 販 売	生繭購買	433.368	
	諸手数料	103,617.561	
	運搬費		
病 室	小計	127,823.330	
	消耗品	127,823.330	
	薬餌費	20.483	
	賄料	273.879	
	備品	64.599	
建 設 修 繕	小計	2.538	
	新宮修繕	358.961	
	小計	1,982.580	
合計		168,765.604	

(「農商務省第7回報告[明治20年]」による)

当年度の事業費総計も従前よりもかなり低いですが会計年度が12か月間であるので18年度と比較すると1万6,000円余多い。

13 明治20年度の事業費

当年度は特に大きな変化もなく事業費は表の如くである。

表10 科目ごとの金額

		明 治 20 年	
		金 額	人 数
俸 給	所長俸給	1,800円000	
	技長俸給		
	属官俸給	960.000	
	技手俸給	816.000	
	雇員俸給	1,253.710	
	非職俸給	240.000	

俸給	小計	5,069.710		
雑給	旅費	214.030		
	勲励賜金	202.500		
	諸手当	1,117.680		
	雇給	219.277		
	諸手数料	174.466		
	雑費	5,249.509		
	小計	7,177.461		
作業費	備品	463.132		
	消耗品	1,199.440		
	石炭購買	6,912.310		
	郵便電信	25.850		
	運搬費	9.353		
	賄費	146.925		
	小計	8,757.005		
職工費	職工給	11,300.890		
	被服費	1,561.000		
	賄費	10,503.980		
	旅費			
	勲励賜金	323.290		
	諸手当	416.925		
	雑費	227.635		
	小計	24,383.620		
営繕費	雑具購買	177.290		
	器械修繕	60.613		
	運搬費	0.950		
	小計	238.853		
繭	生繭購買	134,423.050		
	販売	諸手数料	9,814.640	
		運搬費	11,854.000	
小計		21,668.632		
病室費	賄料	7.268		
	薬餌費	218.658		
	消耗品	17.795		
	備品	0.105		
	小計	243.716		
建設修繕	新営修繕	713.188		
	小計	713.188		
合計		202,675.235		

(「農商務省第8回報告[明治21年]」による)

特徴的なことは資本金が20万円を超過していることである。既に触れた如く定額資本金20万円が16年度に打ち切りとなった以降、残資本金及び正金銀行からの借入れ金で運用する方式となったことなどから18～19年度の資本金は15～17万円程度まで落ち込んでいたが、これが20年度には10年度に決められた定額資本20万円までに回復したのである。この理由について速水堅曹所長は次の如く述べている³⁹。

(前略)、当初の資本金は最初26万円ありしも、明治10年度より20万円に減しられたり。然るに海外に直売するを以て資本の不足なるが故に、年々政府より別に15万円内外を借用せしも堅曹聊か見る所ありて、此別途の借入金悉皆返納し特別の詮議を仰ぎ、民業同様正金銀行より荷為替金及臨時借入金の許可を得、至当の金利を払い以て必至の尽力を為せしに資本は既に金9万299円84銭4厘(元

20万円) 迄に欠損せしも、借入金を以て之を補ひ、明治15年度より同22年度の終迄に払出したる金利は積りて1万3,677円87銭5厘に及び、此外同年度内に納付したる輸出税は金5万2,820円40銭3厘なるにも拘はす終(22年度の終)に及んで資本金19万8,729円15銭4厘迄に回復せり。此外22年度未売品に属する未収入金凡2万円余ならん。依て實際終結の決算せば則金21万8,000余円の額に至らん(後略)

速水の文言と20年度の事業費とは完全には一致していないが、資本金の回復状況を示すものである。

14 明治21年度の事業費

当年度は特に大きな制度的な改変もなく事業費は次の如くである。

表11 科目ごとの金額

		明 治 21 年	
		金 額	人 数
俸 給	所長俸給	1,800円000	
	技長俸給		
	属官俸給	960.000	
	技手俸給	816.000	
	雇員俸給	1,307.000	
	非職俸給	240.000	
	小 計	5,123.967	
雑 給	旅 費	229.000	
	勉励賜金	150.000	
	諸 手 当	195.998	
	雇 給	1,094.520	
	諸手数料	169.147	
	雑 費		
	小 計	1,838.711	
作 業 費	備 品	484.459	
	消 耗 品	1,057.100	
	石炭購買	7,325.850	
	郵便電信	27.820	
	運 搬 費	7.429	
	賄 費	145.870	
	小 計	9,048.532	
職 工 費	職 工 給	10,887.870	
	被 服 費	1,336.000	
	賄 費	9,796.220	
	旅 費		
	勉励賜金	265.220	
	諸 手 当	420.000	
	雑 費	230.940	
小 計	22,936.245		
営 繕 費	雑具購買	132.200	
	器械修繕	71.879	
	運 搬 費	3.048	
	小 計	207.127	
蘭	生蘭購買	159,988.655	
	諸手数料	10,708.520	
販売費	運 搬 費	13,945.980	

販売費	小 計	24,654.500	
病室費	賄 料		
	薬 餌 費	169.680	
	消 耗 品	11.911	
	小 計	181.591	
建設修繕	新営修繕	324.284	
	小 計	324.284	
その他	紛失繭代	58.743	
	延期増利子	3,563.090	
	立替利子	428.000	
	小 計	4,049.833	
合計		228,353.445	

(「農商務省第9回報告[明治22年]」による)

総事業費は前年度よりも高まり順調な経営がなされていたといえる。

15 明治22年度の事業費

当年度の報告書は完全な形ではないので示すことができない。

16 明治23年度の事業費

帝国議会の開設に伴い明治22年に会計法が改正され、さらに明治23年3月17日に作業会計法が制定された³⁹。特に関係する条項を挙げると、

第一条 左ノ作業所ハ其事業ヲ経営スル為メ固定資本据置運転資本ヲ置キ作業上ノ収入及其付属雑収入ハ作業直接ノ費用ニ充ルコトヲ許シ特別ノ会計ヲ立テシム。

第三条 各作業所特別会計ノ予定定額内ニ於テ実際ノ歳入及据置運転資本ノ合計額ヲ超過スルヲ許サス。

第五条 作業所ノ純益及固定資本ニ属スル物件ノ売払代金ハ総テ一般ノ歳入ニ編入スヘシ。

第六条 政府ハ毎年各作業所特別会計ノ歳入歳出予算ヲ調整シ歳入歳出ノ総予算ト俱ニ之ヲ帝国議会ニ提出スヘシ。

第七条 各作業所特別会計ノ収入支出ニ関スル規定ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

第八条 本法ハ明治23年度ヨリ施行ス其帝国議会に關涉スルモノハ帝国議会開会后ノ会計年度ヨリ施行ス。

と定められ、富岡製糸場は造幣局、印刷局、電信灯台用品製造所及び広島鉱山と共に特別会計法によって運営されることになった。

明治22年の会計法により複式簿記は廃止されて単式簿記となり、また官営施設の払下げは公売処分によって行われることになった。

これらの改正に伴って23年度以降の作業費は「支出ノ支出調定済額」⁴⁰としその小科目は給与費、作業費、作業素品購買費、荷為替償却金に調整されたが、ここでは各年度の整合性を図るため明治16年度の小科目と細科目に変換することにした。

表12 科目ごとの金額

		明 治 23 年	
		金 額	人 数
俸給	所長俸給		
	属官俸給		
	技手俸給	960円000	
	雇員俸給	1,409.330	
	非職俸給		
	小計	2,369.325	
雑給	旅費	15.870	
	勲励賜金	389.660	(恵与)
	諸手当	255.797	
	雇給		
	諸手数料		
	小計	661.327	
作業費	備品	225.356	
	消耗品	781.074	(含筆紙墨文具)
	石炭購買	6,314.540	
	郵便電信		
	通信運搬費	2,841.030	
	賄費	5,606.000	(雑費とあり)
	小計	10,161.998	
	職工費		
職工費	職工給	12,580.110	(職工人夫給)
	被服費	1,185.500	
	賄費	10,574.220	
	勲励賜金		
	諸手当	9,297.450	
	雑費		
小計	38,953.404		
営繕費	雑具購買	289.081	
	器械修繕	153.756	
	運搬費		
	小計	442.837	
繭	生繭購買	124,496.300	
販売	諸手数料		
	運搬費		
	小計		
病室費	消耗品		
	薬餌費		
	小計		
建設修繕	新営修繕	492.081	
	小計	492.081	
荷為替	荷為替償却金	209,789.380	
	延期増利子		
	小計	209,789.380	
合計		387,367.444	

(「農商務省第10回報告[明治23年]」による)

事業費合計は38万7,367円余となり、今までの最高金額を示しているが、その内の20万9,789円余が荷為替償却金であるので、実質的な事業費は17万7,578円余となる。

この荷為替償却金については次の資料が残っている⁴¹。

明治23年7月13日 勅令第124号

富岡製糸所に係る荷為替金処分方

富岡製糸所より23年度以前海外に直輸出したる生糸に関し借入たる荷為替金は23年度に於て之を償却し及び利子を弁済することを得る

前述の公売処分の方向が決まった際、動き出したのが帝室経営の計画案である。この実現を図るべく東園侍従が富岡製糸場を訪れ、速水所長等から詳細な聞き取りをする一方、速水の陳述書を持ち帰って報告書とした⁴²。結果的には帝室の経営とはならなかったが10月19日に徳大寺侍従長が来富して内勅の趣旨を速水に伝え、これを受けた速水は感泣したことを記している。なお同じ頃、官営工場の中かで帝室工場になった事例が生野鉦山を挙げることができる。

また勅令第124号発令に少し遡る23年7月4日に勅令第116号によって富岡製糸所官制改正があった⁴³。特記すべき部分のみを次に挙げたい。

第1条 富岡製糸所は農商務省大臣の管理に属し製糸の事業を經營し其改良を図り之に関する必要の事務を処理することを掌る。

第2条 富岡製糸所に左の職員を置く。

所長1名 属6人 技手5人

第2条に示す如く富岡製糸所に関わる職員は所長を含め12人となったが、創業当初の明治6年4月時点での「上州富岡製糸場御役人付」では所長尾高惇忠ほか13人、これ以外に助手の役目を果たす伝習生徒(男)12人がいた。また8年12月時点での職員は所長尾高惇忠ほか19人、さらに日本人医師1人、助手2人、小使20人がいた。

参考までに払下げを受けた三井家の明治33年11月の「富岡製糸所営業概要」では役員15人、事務員5人、事務見習5人、雑役雇人20人とあることと比較しても勅令第126号による人数は少なすぎよう。

もう一つは明治22年度改正により「富岡製糸所ノ生繭購入ハ会計法及会計規則ニ由リ競争随意ノ契約ヲ為ス」と規定されたが、かかる行為は不可能であるということを速水は東園侍従が訪れた際に陳述し、これが報告書に記述されている。なお、この規定は会計法24条及び会計規則82条によるものと思われる。

要するに富岡製糸所の予算はかかる制約された既定を超えながら帝国議会の議を経ることの困難さを速水堅曹は「明治23年度ヨリ以後ハ法則ノ為ニ營業ノ本質ヲ以テ十分ノ運動ナス能ハズ」と述べている。

これらのことから結果的には10月29日の閣議決定は公売処分の方向へと固まっていた。

17 明治24年度の事業費

明治24年6月15日、政府は公売広告を行ったうえで入札払を実施した。入札者は信州諏訪の片倉兼太郎(入札額1万3,573円)と信州松代喜志喜助(同1万3,400円)であったが、政府の元札(5万5,000円)に至らず払下げは実現しなかった。

そのような中での事業費が次のものである。

表 13 科目ごとの金額

		明 治 24 年	
		金 額	人 数
俸 給	所長俸給		
	属官俸給	1,012円260	(判任俸給とあり)
	技手俸給		
	雇員俸給		
	小 計	1,012.60	
雑 給	旅 費	5.480	
	勲励賜金	55.000	(恵与とあり)
	諸手当		
	雇 給		
	小 計	60.480	
作 業 費	備 品	330.542	(含庁費)
	消 耗 品	489.575	(含筆紙墨文具)
	石 炭 購	6,894.020	
	通信運搬費	896.764	
	雑 費	135.420	
	小 計	8,761.316	
職 工 費	職 工 給	12,443.820	(職工人夫給)
	被 服 費	979.500	
	賄 費	9,578.063	
	勲励賜金	325.700	
	旅 費	5.480	
	諸手当	330.716	
	小 計	25,632.054	
営 繕 費	雑具購買	156.178	
	器械修繕	425.193	
	運 搬 費		
	小 計	581.371	
繭	生繭購買	112,302.000	
販 売	諸手数料		
	運 搬 費		
病 室	消 耗 品		
	薬 餌 費		
建 設 修 繕	新営修繕	649.957	(含道路修繕)
	小 計	669.957	
そ の 他	道路修繕	29.833	
	延期増利子		
	小 計	29.833	
合計		151,043.789	

(「農商務省第11回報告[明治24年]」による)

この中で特筆できるのは販売手数料と病室費がゼロということである。

18 明治25年度の事業費

払下げ問題が生き続ける中での事業費が次のようであった。

表14 科目ごとの金額

		明治25年	
		金額	人数
俸給	所長俸給		
	属官俸給	1,100円000	(判任俸給とあり)
	技手俸給		
	雇員俸給		
	小計	1,100.000	
雑給	旅費		
	勉励賜金	75.000	(恵与とあり)
	諸手当	60.000	(死亡賜金とあり)
	雇給		
	小計	135.000	
作業費	備品	194.397	(含庁費分)
	消耗品	535.156	
	石炭購買	6,889.780	
	通信運搬費	870.415	(含庁費分)
	賄費	4,281.860	(雑費とあり)
	小計		
職工費	職工給	12,216.550	(職工人夫給)
	被服費	1,066.500	
	賄費	9,634.790	(雑費とあり)
	勉励賜金	336.420	(恵与とあり)
	諸手当	216.713	
	雑費	14.770	(旅費とあり)
	小計	23,485.743	
営繕費	雑具購買	207.806	
	器械修繕	305.223	
	小計	513.029	
繭	生繭購買	120,756.100	
販売	諸手数料		
	運搬費		
病室	消耗品		
	薬餌費		
建設修繕	新営修繕	513.040	
	小計	513.040	
その他	道路修繕	29.380	
	小計	29.380	
合計		156,773.584	

(「農商務省第12回報告[明治25年]」による)

この年度も販売手数料と病室費がゼロである。

19 明治26年度の事業費

明治26年5月31日、公売広告の後に競争入札が行われた。5人の入札者がいたが、最高額(2万3,460円)を示した三井家が落札した。なお、この中には操業中であったため在庫繭8万円分も含まれていた。

官営富岡製糸場は9月30日に永続主眼を以て三井家に引き継がれたのである。

この慌しい中での事業費が次のようである。

表 15 科目ごとの金額

		明 治 26 年	
		金 額	人 数
俸給	所長俸給		
	属官俸給	440円100	(判任俸給とあり)
	技手俸給		
	雇員俸給	1,075.230	(雇人給とあり)
	非職俸給		
	小 計		
雑給	旅 費		
	勲励賜金	90.000	(恵与とあり)
	諸手当		
	雇 給		
	諸手数料		
	小 計		
作業費	備 品	115.564	(含庁費分)
	消 耗 品	115.589	(含庁費分)
	石炭購買	1,178.520	
	通信運搬費	311.498	(含庁費分)
	小 計		
職工費	職 工 給	6,163.820	
	雇 人 料	1,075.230	
	被 服 費	426.000	
	賄 費	4,222.881	(雑費とあり)
	諸手当	734.864	
	雑 費	20.160	(旅費とあり)
	小 計		
営繕費	雑具購買		
	器械修繕	19.800	
	運 搬 費		
	小 計		
繭	生繭購買	127,035.500	
販売	諸手数料		
	運 搬 費		
病室	消 耗 品		
	薬 餌 費		
建設修繕	新営修繕	201.023	
	小 計	201.023	
その他	道路修繕	28.860	
	小 計	28.860	
合計		142,540.288	

(「農商務省第13回報告[明治26年]」による)

この中でも販売手数料と病室費がゼロであるが、払下問題が生まれた明治23年度以降同じような傾向が続いているが、詳細な分析はできないことが惜しまれる。

II 考察

今まで各年度の事業費の実態を示してきたが、ここではそれに基づいて全体的な考察を試みたい。既に触れた如く各年度の事業費を比較検討できるよう明治16年度の小科目及び細科目に倣って編成

し直した。

1 各年度の事業費

表 16-1 各年度の事業費

	明治13年度(割合)	明治15年度(割合)	明治16年(割合)
俸 給	3,429円000 (1.36)	4,254円500 (1.83)	3,180.000 (1.58)
雑 給	3,305.119 (1.39)	5,067.554 (2.18)	4,061.401 (2.03)
作 業 費	14,438.536 (6.05)	15,640.476 (6.73)	11,245.309 (5.61)
職 工 費	41,660.888 (17.46)	35,099.431 (15.11)	30,109.034 (15.02)
営 繕 費	157.766 (0.07)	206.206 (0.09)	201.117 (0.1)
繭 購 入 費	142,715.377 (59.80)	144,979.152 (62.39)	136,569.050 (68.11)
販 売 費	28,356.785 (11.88)	23,078.730 (9.93)	12,860.288 (6.41)
病 室 費	2,362.394 (9.90)	2,205.716 (0.95)	1,193.835 (0.600)
建設修繕費	1,709.372 (0.72)	983.326 (0.42)	783.256 (0.39)
そ の 他	511.940 (0.22)	859.437 (0.37)	291.685 (0.15)
総 計	238,683.178 (100.00)	232,374.528 (100.00)	200,494.977 (100.00)
備 考			

表 16-2 各年度の事業費

	明治17年度(割合)	明治18年度(割合)	明治19年(割合)
俸 給	3,881.500 (1.07)	3,876.500 (2.54)	5,027円576 (2.98)
雑 給	4,707.599 (1.30)	2,273.619 (1.49)	3,044.186 (1.80)
作 業 費	9,270.145 (2.57)	5,506.061 (3.60)	8,054.022 (4.77)
職 工 費	31,003.445 (8.58)	22,881.469 (14.98)	19,892.998 (11.79)
営 繕 費	130.892 (0.04)	81.985 (0.05)	433.368 (0.26)
繭 購 入 費	283,487.480 (78.48)	102,963.135 (67.41)	103,617.561 (61.40)
販 売 費	26,615.660 (7.37)	14,607.233 (9.56)	2,635.348 (15.62)
病 室 費	989.233 (0.27)	320.581 (0.21)	358.961 (0.21)
建設修繕費	1,117.030 (0.31)	229.327 (0.15)	1,982.580 (1.17)
そ の 他	-	-	-
総 計	361,203.026 (100.00)	152,747.014 (100.00)	168,765.604 (100.00)
備 考			

表 16-3 各年度の事業費

	明治20年度(割合)	明治21年度(割合)	明治22年(割合)
俸 給	5,069.710 (2.50)	5,123.967 (2.24)	2,369円325 (0.61)
雑 給	7,177.461 (3.54)	1,838.711 (0.81)	661.327 (0.17)
作 業 費	8,757.005 (4.32)	9,048.523 (3.96)	10,161.998 (2.62)
職 工 費	24,373.620 (12.03)	22,936.245 (10.04)	38,953.404 (10.06)
営 繕 費	238.853 (0.12)	207.127 (0.09)	442.837 (0.11)
繭 購 入 費	134,423.050 (66.32)	159,988.655 (70.06)	124,496.300 (32.14)
販 売 費	21,668.632 (10.69)	24,654.500 (10.80)	-
病 室 費	243.716 (0.12)	181.591 (0.08)	-
建設修繕費	713.188 (0.35)	324.284 (0.14)	492.081 (0.13)
そ の 他	-	4,049.833 (1.77)	209,789.380 (54.16)
総 計	202,675.235 (100.00)	228,353.445 (100.00)	387,367.444 (100.00)
備 考			

表 16-4 各年度の事業費

	明治24年度(割合)	明治25年度(割合)	明治26年(割合)
俸 給	1,012.258 (0.90)	1,100円000 (0.70)	440円100 (0.31)
雑 給	60.480 (0.04)	135.000 (0.09)	90.000 (0.06)
作 業 費	8,761.316 (5.80)	8,757.001 (5.59)	1,734.013 (1.21)
職 工 費	25,632.054 (16.97)	23,485.743 (14.98)	12,955.434 (9.09)
営 繕 費	581.371 (0.39)	513.029 (0.33)	78.778 (0.06)
繭 購 入 費	112,302.000 (73.35)	120,756.100 (77.03)	127,035.500 (89.12)
販 売 費	-	-	-
病 室 費	-	-	-
建設修繕費	646.077 (0.43)	513.040 (0.33)	177.603 (0.13)
そ の 他	29.833 (0.02)	29.380 (0.02)	28.860 (0.02)
総 計	151,043.789 (100.00)	156,773.584 (100.00)	142,540.288 (100.00)
備 考			

先ず、年報報告書の出された明治13年度以降の総事業費を比較してみると、明治17年度及び明治23年度が突出して高額である。この理由は17年度の場合は繭購入費が例年度の2倍を超えているところから生じたものであるが、当年度は特に養蚕期の気候不順と蚕の病気が発生したことにより、産繭量が不足したために前年より多額の購入費となったことによるものである。また23年度の場合は荷為替償却金のためであるが、これは既に触れた如く「23年度以前海外に直輸出したる生糸に関し借入たる荷為替金は23年度に於て之を償却し及び利子を弁済することを得る」ことによるものである。またこれに関して同年度の「農商務省第10回報告」では「22年度末ニ於テ売品ヲ悉皆売却結算セシテ以テ意外ノ利益ヲ觀ルニ至レリ。則チ金6万3,200余円ノ益金ヲ得、運転資本金23万3,706円76銭1厘ヲ備ヘルノ外(此運転資本ニ前年度ヨリ持越欠額4万7,696円21銭5厘アリ)猶金1万5,517円2銭ヲ純益金トシテ国庫ニ納付セシ」と記している。この代わり繭の購入費が減少しているが、当年度の養蚕の景況は不況で繭価が騰貴したことによる。

この2例を除くと、特に明治18年度以降は減少傾向が続いている。例えば13年度と18年度を比較すると約64%に過ぎない。これは明治10年度から始まった定額資本金20万円の制度が16年度に「闕額金ハ闕損払ニ相立、残資本金相当ニ事業経営セヨ」という経営側にとっては厳しい裁定となった結果である。それ以後は残資本金と正金銀行からの借入れなどにより経営が続行されてきた。また帝国議会開会に伴って明治22年に会計法の改正が行われた以降一気に払下げ方向に傾斜し、それによって事業費も減少傾向となっていた。

さて、次に全体の傾向を見るため各細科目の占める割合から分析してみたい。

2 年度ごとの細科目の割合

表17-1 細科目の割合 (%)

	明13	明15	明16	明17	明18	明19	明20	明21	明23
俸 給	1.36	1.83	1.58	1.07	2.54	2.98	2.50	2.24	0.61
雑 給	1.39	2.18	2.03	1.30	1.49	1.80	3.54	0.81	0.17
作 業 費	6.05	6.73	5.61	2.57	3.60	4.77	4.32	3.96	2.62

職 工 費	17.46	15.11	15.02	8.58	14.98	11.79	12.03	10.04	10.06
営 繕 費	0.07	0.09	0.10	0.04	0.05	0.26	0.12	0.09	0.11
繭 購 入 費	59.80	62.39	68.11	78.48	67.41	61.40	66.32	70.06	32.14
販 売 費	11.88	9.93	6.41	7.37	9.56	15.62	10.69	10.80	—
病 室 費	9.90	0.95	0.60	0.27	0.21	0.21	0.12	0.08	—
建 設 修 繕 費	0.72	0.42	0.39	0.31	0.15	1.17	0.35	0.08	—
そ の 他	0.22	0.37	0.15	—	—	—	—	—	54.16
総 計	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表17-2 細科目の割合 (%)

	明24	明25	明26
俸 給	0.90	0.70	0.31
雑 給	0.08	0.09	0.06
作 業 費	5.80	5.59	1.21
職 工 費	16.97	14.98	9.09
営 繕 費	0.39	0.33	0.06
繭 購 入 費	73.35	77.03	89.12
販 売 費	—	—	—
病 室 費	—	—	—
建 設 修 繕 費	0.43	0.33	0.13
そ の 他	0.02	0.02	0.02
総 計	100	100	100

特徴は各年度ともに繭購入費が主体を占めてはいるがもののバラツキが見られる。この原因は養蚕期の気候の変動による蚕繭量の変化や生糸価の変動及び収繭期の購入費の準備等が影響しているからである。この繭購入費を除くと他の細科目は26年度の払下げに向けて減少傾向にあることが指摘できる。

他の官営諸工場も民間企業の勃興に伴って、これに道を譲る方向性を辿った。いずれにしても良質な生糸の大量生産を図るための模範工場として活動を始めた富岡製糸場は26年9月に三井家に払い下げられ、その隆盛を祈りながら官営の幕を閉じた。

おわりに

近代産業の旗頭として大きな期待を担って、政府は明治3年2月に模範製糸場設立の儀を決し、お雇外国人フランス人ポール・ブリユナを首長とし、同国人男女技術者を指導者に招いてフランス式繰糸機を導入して操業を開始した。

それ以降の業績は見てきたとおりであるが、当初から事業費が26万円と定められ、また中途において資本金20万円に減額され、さらに残資本金を以て経営が強いられてきた。このため民間企業と同じく金融機関より運転資本金を借り入れながらも創立に関わる興業費も償還する経営努力を続けてきた。しかし帝国議会の開設に伴う会計法の改定によって永続できない状況が生まれ、遂に公売による競争入札の結果、三井家に払い下げられたのである。

以後、原合名会社、片倉工業株式会社の手を経ながら昭和62年3月工場閉鎖の運命となった。幸いにも片倉工業株式会社は官営工場時の建造物群がほぼそのまま遺存している建造物群は「富岡製糸場と絹産業遺産群」として平成26年に世界遺産に記載されたのである。これに伴い創業当初から残る

.....

共に大規模な繰糸所、東西2棟の置繭所は国宝に指定された。官営期の厳しい事業費の中で経営が続けられた果実がこうした形で顕彰できたともいえよう。

.....

(注)

- 1 明治8年3月の「富岡製糸所現在ノ景況 速水堅曹著」生産性の低劣さを指摘している。
- 2 『明治前期産業発達史』所載資料
- 3 『明治財政史 第1巻』所載資料
- 4 3に同じ
- 5 3に同じ
- 6 「明治6年7月 公文録 大蔵省之部2」国立公文書館蔵
- 7 6に同じ
- 8 「太政類典」国立公文書館蔵
- 9 3に同じ
- 10 「公文録 民部省之部辛未正月」国立公文書館蔵
- 11 関東信越国税局編資料
- 12 2に同じ
- 13 3に同じ
- 14 3に同じ
- 15 2に同じ
- 16 3に同じ
- 17 3に同じ
- 18 3に同じ
- 19 「六十五年記 速水堅曹著」『蚕業新報』所載資料
- 20 『群馬県蚕業沿革調査書 群馬県内務部編』所載資料
- 21 「明治10年 富岡製生糸売捌命令状 第120号」三井文庫蔵
- 22 「達」横浜市立自然人文博物館蔵
- 23 2に同じ
- 24 2に同じ
- 25 3に同じ
- 26 11に同じ
- 27 『明治前記勸農局事跡輯録 農林省農務局編纂』所載資料
- 28 27に同じ
- 29 3に同じ
- 30 19に同じ
- 31 19に同じ
- 32 『農務類末 第6巻』
- 33 「明治14年 公文録 農商務省 8月第1」国立公文書館蔵
- 34 11に同じ
- 35 11に同じ
- 36 「明治17年 公文録 農商務省 8月第1」国立公文書館蔵
- 37 「明治18年 公文録 農商務省 4月」国立公文書館蔵
- 38 3に同じ
- 39 19に同じ
- 40 3に同じ
- 41 『宮城県蚕糸業史 資料編』
- 42 「富岡制糸場報告 東園侍從 明治23年10月」宮内庁宮内公文書館蔵
- 43 42に同じ